

様

〒810-0041  
福岡市中央区大名 2 丁目 7-7  
カトリック大名町教会内  
福岡教区納骨堂管理委員会  
電話 080-2771-6544

## 福岡教区カトリック共同納骨所のご案内

### 同封書類

1. カトリック福岡教区共同納骨所使用管理規程
2. 納骨所使用申込書
3. 誓約書
4. 郵便振込票

### 納骨所の所在地

宗教法人カトリック福岡教区  
福岡教区和田墓地 納骨堂 2 号館 共同納骨所  
〒811-1343  
福岡市南区和田 4 丁目 1 5 番

### 使用寄付金（共同納骨）

- 被納骨者 1 名 100,000 円以上の寄付  
\*維持・管理費は不要です。  
\*プレートの作製はありません。

### 申込みに関してのご注意等

- 申込みいただけるのは、原則としてカトリック福岡教区の信徒とそこご家族です。  
生前のご予約もお受けしております。
- 被納骨者（亡くなられた方）の洗礼の有無は問いません。  
ただし、納骨式やお祈りなどは、カトリックの典礼に則っていただきます。
- 本納骨所は、共同納骨所となり納骨後の改葬・出骨はできません。
- 使用寄付金以外の毎年の年間維持管理費は必要ありません。
- 納骨所の使用に当たっては、福岡市条例、及び教区の「カトリック福岡教区共同納骨所

「使用管理規程」に定められていることを厳守していただきます。

\*申込みの前に、使用管理規程を、必ずご確認ください\*

## 使用申込方法

- **使用申込と同時に納骨は出来ません。事務局の「使用許可」後となります。**
- 使用申込書類はお一人様につき1枚ずつ必要です。必要によりコピーしてご使用下さい。
- 使用申込書（様式1）に必要事項及び捺印の上、「所属教会 小教区司祭記入欄」には、所属教会 小教区司祭に署名・捺印を頂いて下さい。
- 使用申込書と誓約書は福岡教区カトリック納骨堂管理委員会までご提出下さい。（郵送可）
- 使用寄付金は郵便局からお振込み下さい。  
なお、現金による納入はお断りしておりますので、ご了承下さい。
- 被納骨者が複数の場合は、使用寄付金を合算でお振込み頂けます。
- 納入された使用寄付金については、如何なる理由でもお返し出来ません。
- 納骨堂管理委員会から「領収書」はお送り致しません。お振込時の郵便振替受付票で領収書にかえさせていただきます。

〈 郵便振替 〉

口座番号 01750-9-24847

加入者名 福岡地区納骨堂管理委員会

## 使用許可

- 使用寄付金のお振込が確認できるまで、使用許可書の発行はありません。
- 使用許可書は、使用申込書類及び使用寄付金の入金確認後となり、約2～3週間かかります。
- 使用許可書を使用者のご自宅宛てに送ります。
- 使用許可書は納骨時にご返還頂きますので、お手元に保管下さい。

## 納 骨

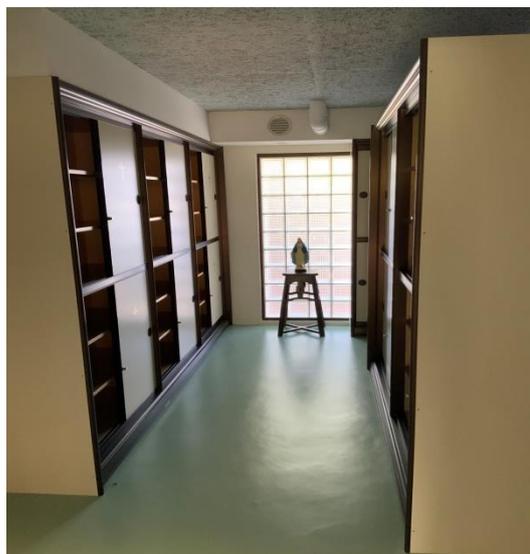
- 納骨を希望される方は、所属教会の納骨堂管理委員又は納骨堂管理委員会事務局にご相談ください。説明させていただきます。
- 納骨届をお送りしますので、所属教会司祭に納骨式（日時）をご相談下さい。
- 納骨式の、開放日は第2日曜日（12時～15時）となります。  
\* 8月15日、11月（第2日曜日）に、追悼ミサ（14時）が行われます。  
\* **納骨式は納骨堂2号館の祭壇で行います。納骨所への納骨作業は、管理者で行うため、納骨所への立ち入りはできません。**  
\* 開放日以外の納骨式を希望される方は、管理委員にご相談ください。
- 遺骨の収納容器は、管理委員会の指定容器（骨壺5寸）にて納骨ください。

- 本納骨所は、共同納骨所となり納骨後の改葬・出骨はできません。

## 埋火葬許可証（原本）

- 納骨時に必要となるため、使用許可書と納骨届とともに埋火葬許可書をご提出頂きます。  
（コピー不可）
- お手元に無い場合（紛失など）は納骨出来ませんので、死亡届を提出された市町村役場にて再交付の手続きを行ってください。

\* 共同納骨所 \*



\* 11月追悼ミサ 合同納骨式 \*

